

大規模災害発生時における緊急対応に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と亀岡建設業協会（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として実施する大規模災害発生時における緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲が管理する公共土木施設の災害状況の調査、把握、応急復旧等を行うことについて、甲乙が協力し、市民の安心・安全を確保するため迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法に基づく亀岡市災害対策本部が設置された場合又は甲乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担等施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号（第4号及び第9号を除く。）に掲げる施設をいう。

3 この協定において「緊急対応」とは大規模災害発生時における公共土木施設の復旧に係る調査及び応急復旧等をいう。

（平常時の準備）

第3条 乙は、緊急対応を行うために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ甲に報告する。

- (1) 大規模災害発生時における連絡体制
- (2) 乙に所属する建設企業（以下「会員」という。）等からの情報収集体制
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（緊急対応の要請等）

第4条 甲は、大規模災害時において、公共土木施設等の被害状況調査等のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める応援協力要請書（様式1）により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 甲が毎年定める緊急対応業者等の業務を優先とし、対応できない場合に要請できるものとする。

（乙の緊急対応内容）

第5条 甲の緊急対応を応援するため、乙は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害状況等を甲に報告する。
- (2) 緊急対応に必要な建設機械及び資材の確保を行い甲から要請があった場合は速やかに提供する。
- (3) 甲が管理する公共土木施設の応急復旧工事を行う。
- (4) 甲が必要と認める緊急対応を行う。

（活動報告）

第6条 乙は、要請された前条の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、緊急対応を終

了した後に報告書を甲に提出するものとする。

- 2 報告書は、被害箇所状況調査書（様式2）、土木工事共通仕様書（案）、土木請負必携及び土木工事施工管理規準に基づいて作成するものとする。

（活動に伴う費用）

第7条 この協定に基づく協力内容のうち、第5条第1号の現地調査及び被害状況報告については乙の負担とし、第5条第2号、第3号及び第4号の資材、機材、技術者等の出動に係る費用については甲の負担とし、甲の積算基準等に従い算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 会員が緊急対応に伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

（災害補償）

第9条 第5条の規定により緊急対応に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

（協定の期間及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

- 2 有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（協議）

第11条 乙及び会員は、緊急活動に参加したことをもって甲に対し、請負等の契約に基づく受注を求めてはならない。

- 2 この協定にさだめのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月18日

甲 亀岡市
亀岡市長 栗 山 正 隆

乙 亀岡建設業協会
会 長 渡 辺 裕 文

(様式1)

応 援 協 力 要 請 書

1. 業務内容

2. 応援を必要とする日時及び期間

(1) 期間

(2) 場所

3. 対策工種

工 種	概 算 数 量	そ の 他

4. その他

平成 年 月 日

亀岡建設業協会
会 長

亀岡市長

(様式2)

被害箇所状況調査書

平成 年 月 日 時 現在
作成者：

河川・路線名	
場 所	
施設損壊状況	崩土・路肩欠壊・破堤・その他()

復旧工事の概要

種別	規格	長さ	高さ	幅	数量	単位

平面図(ポンチ図)	横断図(概略図)
※目印になるもの(電柱・橋梁等)を記入	

【詳細状況・その他】